

令和5年11月16日 開会

令和5年11月16日 閉会

令和5年11月（第2回）

宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
議席の指定	4
副議長の選挙	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	5
議案第25号について	14
議案第26号について	19
議案第27号について	20
閉 会	21
署 名	22

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 一般質問（順位第1番から2番まで）
- 第1番 吉松 剛 議員
- 第2番 甲谷 理温 議員
- 第6 議案第25号について（上程、提案理由の説明、監査委員の決算審査意見の報告、質疑・討論・表決）
- 議案第25号 令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第26号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
- 議案第26号 令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）
- 第8 議案第27号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
- 議案第27号 宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（9名）

1番	青谷和彦君	2番	浅田徹君
3番	岡山明君	4番	笠井泰孝君
5番	甲谷理温君	6番	白井健一郎君
7番	中岡英二君	8番	吉松剛君
9番	岩村誠君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	篠崎圭二君	副管理者	藤田剛二君
監査委員	廣中昭久君	会計管理者	中村香奈恵君
消防局消防長	杉本秀一君	消防局次長	内田貢君
消防局参事	床本晋二君	消防局参事	中村淳二君
消防局参事	橋本俊昭君	消防局総務課長	弓立宏二君
消防局情報財政課長	梶山隆裕君	消防局警防課長	榎原英樹君
消防局予防課長	竹内伸君	消防局通信指令課長	西村隆文君
宇部西消防署長	中尾勝彦君	山陽消防署長	廣井輝義君

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 田中弘保君 消防局総務課係長 山本智子君

午前9時58分開会

○議長（岩村誠君） 皆様おはようございます。

これより、令和5年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（岩村誠君） この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局総務課副課長（田中弘保君） 事務局から報告いたします。

本日の出席議員数は9名でございます。

次に、議員の選出について申し上げます。

10月12日付をもちまして、山陽小野田市議会選出議員、古豊和恵議員、前田浩司議員、山田伸幸議員から議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日付をもちまして辞職が許可されました。

また、11月2日付をもちまして、同市議会から組合規約第5条及び第6条の規定により岡山明議員、白井健一郎議員、中岡英二議員の選出届が提出され、受理いたしましたことを報告します。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。

本日付をもちまして、管理者から、令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件ほか2件の議案の提出がありました。

次に、一般質問の通告は、吉松剛議員、甲谷理温議員から、通告書の提出がありました。

次に、管理者の議会に対する報告について申し上げます。

10月23日付をもちまして、お手元に配布のとおり地方自治法第180条第1項に基づく専決処分等の報告といたしまして、組合の業務に属する損害賠償に係る件についての報告が2件ありました。

次に、監査委員の議会に対する報告について申し上げます。

10月27日付をもちまして、お手元に配布のとおり例月出納検査の結果に関する報告がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（岩村誠君） 以上で、諸般の報告は終わりました。

これより日程に入るわけですが、この際、お諮りします。

諸般の報告にもありましたとおり、岡山明議員、白井健一郎議員、中岡英二議員が本組合議会議員に新たに選出されましたので、自己紹介を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） 御異議なしと認めます。

よって議員の自己紹介のため暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○議長（岩村誠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○議長（岩村誠君） 日程第1、議席の指定を行います。

各議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（岩村誠君） 次に、日程第2、副議長の選挙です。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において、指名することに決定しました。副議長に中岡英二議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、中岡英二議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中岡英二議員が副議長に当選されました。

本人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知をいたします。

中岡英二議員、副議長就任のあいさつをお願いいたします。

〔議員 中岡 英二 君 登壇〕

○議員（中岡英二君） 皆様、あらためまして、山陽小野田市議会議員の中岡英二です。

このたび、宇部・山陽小野田消防組合議会の副議長を拝命いたしまして、身が引き締まる思いであります。

今後は、議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく

お願いいたします。

○議長（岩村誠君） 以上で、あいさつは終わりました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（岩村誠君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、笠井泰孝議員、甲谷理温議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（岩村誠君） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日16日の1日のみといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第5 一般質問

○議長（岩村誠君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

まず、順位第1番、吉松剛議員の質問席への移動、発言を許します。吉松議員。

〔議員 吉松 剛 君 質問席へ移動〕

○議員（吉松剛君） おはようございます。吉松剛です。

それでは、通告に従い、職場環境改善の取組について、初回一括方式で一般質問を行います。

令和5年9月26日に行われました管理者記者会見において、令和5年度に消防組合職員を対象に実施された職場環境改善に関するアンケート結果が公表されました。

新聞記事等の報道においては、主にハラスメントに関することが報じられていました。消防組合における環境改善の取組は、大変重要な課題であり、我々、組合議員も一緒になってオール消防組合として、職場環境改善を進めていかなければならない課題です。

そのため、情報共有できればと思い2点ほど質問させていただきます。

質問の第1点は、令和5年度に実施したアンケート結果についてです。

我々、組合議員にもアンケート結果の内容が提供されましたが、私を含めて本年5月に新たに宇部市議会議員の中から選出された組合議員、また、11月から新たに山陽小野田市議会議員の中から選出された組合議員もおられますので、職員アンケート調査の目的、内容など、もう少し詳しく説明してください。

質問の第2点は、今後の対応についてです。

我々、組合議員も一緒になってオール消防組合として職場環境改善を進めていかなければならぬと思います。

そこで、職員アンケートの調査結果はもとより、今後、職場環境の改善に向けてどのような対応をされるのか教えてください。

以上で、最初の質問を終わります。

御答弁よろしく申し上げます。

○消防局消防長（杉本秀一君） おはようございます。

吉松議員の御質問にお答えいたします。

御質問、職場環境改善の取組について、第1点、令和5年度に実施したアンケート結果についてのお尋ねです。

消防組織には階級制度があり、男性が大部分を占める職場です。また、消防署では24時間体制の当直が必要なため、一日中拘束された中で寝食を共にしています。このことから、職員間における言動に対する考え方や感じ方に差が生じ、ハラスメントにつながるおそれもあるため、綱紀の粛正や服務規律の徹底を行ってまいりました。

そのような中、平成31年1月に将来有望な職員が組織の変わることを求め、自死したことは断腸の思いであります。このようなことを二度と起こさないため、積極的なハラスメント対策を含め組織を挙げて職場環境改善に取り組んでおり、その一環として、令和3年度から職場環境改善に関する職員アンケートを実施し、結果については、管理者の定例記者会見で公表しています。アンケート結果等については、お手元の資料を御参照ください。

令和5年度のアンケートは、全職員323人のうち、研修や派遣のため不在にしている職員を除いた305人を対象に行い、300人から回答を得ています。アンケート項目では、職場環境に関する満足度とハラスメントに関して設問を設けています。

まず、職場環境の満足度については、これまでの取組の効果検証を行うために三つの項目を回答します。

一つ目の仕事に対する満足度は、仕事の内容、質、量、やり方等をどのように感じているかというものであり、「満足している」、「やや満足している」、「どちらともいえない」、「あまり満足していない」、「満足していない」の5区分のなかで、満足している、またはやや満足していると回答した職員が67%となり、令和4年度より11ポイント増加しています。

二つ目の人間関係に関する満足度は、「良好」、「普通」、「あまり良好ではない」、「良好ではない」の4区分のなかで、良好と回答した職員が41%となり、令和4年度より4ポイント増加しています。

三つ目の総合的な職場環境満足度は、庁舎内の環境なども含めて、「満足」、「まあ満足」、「どちらともいえない」、「不満足」の4区分のなかで、満足、またはまあ満足とした職員は67%となり、令和4年度より10ポイント増加しています。

これらから、組織全体で職場環境改善に取り組み、着実に改善しているものと考えています。

次に、ハラスメントに関しては、ハラスメント防止の意識と行動や令和4年6月以降に「ハラス

メントを受けた」、または「見た」ことについて設問を設けています。

これまでのアンケート結果では、過去1年間にハラスメントを受けた、または見た職員は、令和3年度のアンケートでは47人、令和4年度は、56人であったところ、令和5年度は、受けた10人、見た18人の合わせて28人となっています。

また、ハラスメントを意識して行動している職員は、9割近いことを踏まえると、道半ばではあるものの、職員の正しい理解と望ましい行動が促進されたものと考えられます。引き続き、アンケート結果に一喜一憂することなく、ハラスメントゼロに向けて邁進していきます。

続きまして、第2点、今後の対応についてのお尋ねです。

職場環境の満足度に関しては、職員に周知し情報共有と所属ごとの取組を推進するほか、担当参事による職員面談を実施して職場環境の実態を詳細に把握しています。

また、改善が必要な内容については、職場環境改善検討委員会等で対策を講じるなど、職員自らが環境の改善に向き合うことで風通しの良い職場づくりの意識を醸成しています。

一方、ハラスメントに関しては、過去1年間にハラスメントを受けた、または見たと回答した場合には、その回答の一つ一つの内容に適切に対応するため、相談先や相談後の状況を記載するとともに、令和5年度のアンケートでは、具体的な内容も記載するように見直しました。

しかしながら、アンケートの記載内容だけでは、事実関係が不明で対応が困難なこともあります。このため、組管理者ホットラインや職場環境改善担当参事の専用アドレスのほか、内部だけでなく、独自に弁護士の外部窓口を設けるなど、ハラスメントに限らず、悩み事や困り事があれば、躊躇なく相談するよう呼びかけているところです。

消防職員は、管内住民の生命、身体及び財産を守るため、昼夜を問わず危険な現場活動や救急搬送を行っており、安全、確実に業務を遂行するため、厳しい訓練や知識及び技術の習得に努めています。時として、厳しい指導と捉えられることもありますが、職員相互の信頼関係を強め、風通しの良い職場にしていくことにより解消されるものと考えています。

また、社会情勢の変化による消防行政に対するニーズに応えるためにも、人材育成は極めて重要であると考えており、組織的な対応とともに職員個々の成長を促していきます。

今後とも住民に信頼される組織であり、職員にとって働きがいのある職場を実現するため、全力で職場環境改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議員（吉松剛君） 御答弁ありがとうございました。

アンケートの目的や結果、対応、今後の職場環境改善の取組について理解できました。我々、組合議員も職場環境の改善のために何ができるか、また、どのような協力ができるのか考えていかなければいけません。

そのため、もう少し掘り下げてお尋ねしたいと思います。

まず、第1点、令和5年度に実施したアンケート結果に関する質問です。

仕事に対する満足度について、満足していないと回答した職員にどちらとも言えないと回答した職員を含めると、全体の約33%の職員が満足していないこととなりますが、この結果についてど

う考えておられるのか、また、どのような対策を講じられるのかお尋ねします。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

どちらでもない、どちらともいえない、これは普通であるという解釈をしております。

仕事に対する満足度について、満足していない、またはあまり満足していないと回答した職員は22名、全体の約7%となっています。これは、令和4年度の結果である44名、割合16%と比べますと、人数及び率、ともに半減している状況であります。

また、このように回答した職員が挙げた理由については、仕事量が多い、現状に合わない訓練や不効率な作業があるというものが多くを占めていました。

したがって、事務事業の見直しや業務の均衡化を図るとともに、ジョブローテーションによる職員の能力向上を併せて図っていきたいと考えております。

以上です。

○議員（吉松剛君） 御答弁ありがとうございました。

次に、人間関係に関する満足度について、良好ではない、あまり良好ではないと回答したものが全体の約11%ですが、令和4年度の調査結果と比べて余り減っていません。

この結果についてどう考えておられるのか、また、どのような対策を講じられるのかお尋ねします。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

人間関係に関しまして、良好ではないと回答した職員は3名、あまり良好ではないと回答した職員は、30名となっております。これらの職員がそのように回答した理由については、相性の合わない人がいるとか、協調性のない人がいるが多くを占めております。この良好な人間関係を構築する難しさは、どの職場にもあると思います。

特に、消防組織では、特有の階級制度や24時間勤務体制など、より密な接し方が重要なポイントとなっております。上司と部下、先輩と後輩、お互いの立場や考え方、価値観について、より一層、相互に理解していく必要があると考えております。

そのための風通しの良い職場づくり研修会を開催するほか、人事評価制度に係る面談等もしっかり行いながら、意思疎通を図っていかねばならないと考えております。

○議員（吉松剛君） 御答弁ありがとうございました。

次に、総合的な職場環境満足度について、不満足と回答した職員に、どちらともいえないと回答した職員を含めると全体の33%になり、令和4年度の調査結果と比べて余り減っていない。

この結果についてどう考えておられるのか、また、どのような対策を講じられるのかお尋ねします。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

総合的な職場環境満足度は、不満足と回答した職員は9名です。どちらともいえないと回答した職員は91名となっています。これらの不満足と回答した職員の中には、仕事に対しては満足している、人間関係も良好であると回答している職員も見られ、施設環境などをもって不満足と感じる職員がいると考えております。

したがいまして、ソフト的には、年次休暇、あるいは育児休業の取得促進などに取り組み、ハード的には、仮眠室や女子トイレの整備などを行ってきております。

今後、埴生出張所、あるいは宇部西消防署の建て替えを進めるなかでも、職員が満足して働いていると感じられるような職場環境に向けて改善していきたいと考えております。

○議員（吉松剛君） 御答弁ありがとうございました。

次に、答弁によりますと過去1年間ハラスメントを受けた、または見た職員が少なからずいることが明らかになっています。

しかしながら、事実確認の結果、ハラスメントに該当する事案はなかったとも聞いていますが、どのように調査して、どのように判断されているのか不明です。

その上で、なぜ、誰にも相談しない、あるいは相談できない職員がいるのか、そのあたりをどう考えておられるのか、その対策についてお尋ねします。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

本消防組合では、ハラスメント防止等に関する要綱を定めております。ハラスメントに関する苦情相談があった場合、この要綱に基づき関係する所属長と連携して、事実関係の調査及び確認を行っているところであります。

この調査及び確認方法については、相談者、ハラスメントを受けているとされる職員、また、ハラスメントを行っていると思われる職員、職場の関係者からそれぞれ聞き取りを行います。顧問弁護士の意見も踏まえて、最終的にその後の措置を消防長が判断するという流れになっております。

なお、どこにも相談していない職員がいることに関しましては、明確な理由は把握できていませんが、ハラスメント対策上、大きな課題であると認識しております。

現在、担当参事による職場面談も実施しているところであり、解決の一助として期待をしているところです。

どちらにしてもハラスメントは、断じて許されない行為であるということを全職員が認識してもらうための情報提供や自分一人が抱え込まずに誰かに相談するという意識づけ、それと相談者を守るということを前提にして、組織的な対応として取り組んでいきたいと考えております。

○議員（吉松剛君） 御答弁ありがとうございました。

続いて、質問の第2点、今後の対応に対する再質問です。

御答弁では、風通しの良い職場にしていくとも言われていましたが、それはどのようなもので、どのように実現されるのかお尋ねします。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

消防組織は厳格な階級制度があり、現場活動や訓練中においては、上意下達の指揮命令系統、これは絶対となります。

しかし、それ以外の場面では、立場に関わらず、改善点に関する意見など職員の積極性や主体性を引き出す、いわゆる心理的安全性のある職場であるべきと考えております。

令和5年度におきましては、消防長就任後、現場を預かる責任者として、ハラスメント等は許さないという意志を明確にするため、いち早くハラスメント防止宣言を発出し、職員に周知徹底

を図りました。

また、職員とのコミュニケーションを深めるため、消防局のみならず4つの消防署や出張所を巡視して、業務や職場環境のことにとどまらず、様々な話題について、語り合い、話しやすい雰囲気の醸成に、現在、努めているところでございます。

今後もベクトルを合わせて、組織と職場で連携して職場環境改善に取り組み、また、職員一人一人が切磋琢磨することにより、風通しの良い職場づくりを実現していきたいと考えております。

○議員（吉松剛君） 御答弁ありがとうございました。

再質問を通して、何が課題でどうやって解決していこうとされているのか理解できました。消防の仕事は命がけで市民の生命と財産を守るという大変な仕事であり、心から感謝と敬意を申し上げます。

また、命がけの仕事であるがゆえに上司の命令は絶対であるということも理解できます。訓練中に命にかかわるミスをした時などには、パワハラと誤解されかねない注意や叱責も必要です。ただ注意した後になぜ注意したのかを相手が理解するまで丁寧に説明することが大事だと思います。

最初は、全ての職員がやりがいと強い使命感を持って消防組合に入ってきたはずで、自分の仕事に満足していない職員に市民の生命と財産が守れるのか本当に不安でしたが、御答弁を聞いて安心することができました。

我々、組合議員も一緒になってオール消防組合として、職場環境改善に取り組んでまいります。

一日も早く、ハラスメントゼロの働きやすい職場にすることで、全ての消防職員がやりがいと強い使命感を持って消防業務に従事できる、そんな消防組合にしていきましょう。

宇部市と山陽小野田市には、日本一強い使命感を持った消防職員が勤務する消防組合があり、日本一安心して暮らせる街であると胸を張って言える、そんな消防組合になることを期待して全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩村誠君） 以上で、吉松議員の質問は終わりました。

次に、順位第2番、甲谷理温議員の質問席への移動、発言を許します。

〔議員 甲谷 理温 君 質問席へ移動〕

○議員（甲谷理温君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従い、道路狭隘地区における救急活動について、質問をさせていただきたいと思っております。

はじめに、救急隊員の方々には昼夜を問わず、年間約1万件を超える救急事案に出動され、住民の安心、安全に寄与されていることに心より最大の敬意を表します。いつもありがとうございます。

私も前職ではございますが、25年間、ドクターヘリが初めて導入された病院、また、一次から三次まで、365日24時間の病院で、救急医療センターでも週1回の勤務をさせていただいて、救急隊の方々には、その頃より他県ではございますが、お世話になっておりました。改めて救急隊の皆様には心から感謝を申し上げる次第でございます。

救急隊の方々には、365日24時間、絶え間ない救急活動をされていることから、「少しでも救急隊員の負担を軽減できないものか」と、市民の方から声をお聞きしております。

現在、消防組合が配備している高規格救急車はワンボックスタイプの普通車ではありますが、この車両が現場近くまで進入できない場合、安全な場所に救急車を止め、救急隊員が徒歩で傷病者のもとへ移動し、ストレッチャーで救急車まで運んでいます。徒歩での移動は、現場までの到着や救急車への搬送時間がかかるうえ、雨、風、寒暖差によって、また、搬送時の揺れなどによって傷病者の容態が悪化するリスクがあるとされております。また、救急隊員の負担も増してきます。

そこで、救急車が現場直近まで進入できない場合についての対応、どのように活動されているのかをお尋ねいたします。

御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○消防局消防長（杉本秀一君） 甲谷議員の御質問にお答えいたします。

御質問、道路狭隘地区における救急活動についてのお尋ねです。

本消防組合管内の救急件数は、年間1万件前後で推移しており、令和4年、これは1月から12月までですが、1万896件、令和5年は1月から10月末現在で、9,768件となり、昨年を上回る見込みとなっています。

管内の救急需要に対応する救急体制は、救急救命士1名以上を含む3名1隊とし、宇部中央消防署に2隊、他の3消防署、4出張所に各1隊及び山口大学医学部附属病院にドクターカー1隊の計10隊を配置しています。

また、救急車については、各救急隊の10台と車両点検や故障の際に使用する非常用救急車2台合わせて12台あり、全ての車両を高規格救急車として配備しています。この高規格救急車は、大型ワンボックスをベースとした車両で救急救命士が行う救命処置に必要な資器材を搭載し、気管挿管や薬剤投与などの特定行為を実施するスペースが確保された高機能、高性能な救急車です。

また、室内で救急隊員が立ったまま処置が行える広さを有し、ベッドがスライドするため、傷病者の左右両側から処置が行えるような設備になっています。

お尋ねの道路狭隘地区における救急活動については、道路狭隘地区の定義というのはありませんが、道路が狭く、傷病者宅の直近に救急車が進入できない場合は、近くの広い道路や空地に停車し救急隊員が資器材を携行し傷病者宅へ向かい救急搬送しています。

また、119番通報時にあらかじめ救急車の進入が困難な場所と判明している場合は、救急隊の補助として消防ポンプ車を救急車と同時出動させているところです。これは、いわゆるPA出動と言いますが、迅速な現場処置と円滑な病院搬送をするため、救急隊と消防隊の連携活動であり、救急隊員が救急車を現場付近の進入可能な位置で停車させ、直ちに傷病者宅へ向かい、初期観察を行うとともに、同時出動したポンプ隊員がストレッチャーの搬送や救急車の方向転換等を行っています。

今後とも、管内住民の安心安全のため救急体制の維持確保を図るとともに、引き続き、あらゆる救急事案に対し、救命率の向上が図れるよう全職員が一丸となって、迅速かつ円滑な救急活動に取り組んでいきます。

以上です。

○議員（甲谷理温君） 御答弁ありがとうございました。

狭隘地区に出動する際には、救急隊だけでなく、消防ポンプ車で消防隊も同時に出動され、救急隊の活動を補助されているP A出動という活動を初めて知りました。ありがとうございました。

多種多様な救急現場において、3人の救急隊だけでは対応できない場合は、消防隊が協力していち早く救急隊が傷病者のもとへ駆けつけ、救急処置を実施し、速やかに病院搬送できるよう工夫がされていることがよく理解できました。さらに、その判断を119番通報を受ける消防指令センターでも可能なように準備されているということがよく理解ができました。

それでは、再質問としまして、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、1点目として、管内において特に救急車が現場直近まで進入できない地域について、消防組合で把握されていますでしょうか。

御答弁のほどをよろしくお願いいいたします。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

消防、救急活動が適切に実施できるように、各管轄区域の消防署職員それから消防指令センター職員によりまして地理調査を実施して、道路や家屋の状況を確認しているところです。

現在、把握しているエリアのお尋ねでございますが、宇部市では西岐波の床波六丁目、床波漁港の周辺であります梶取地区、山陽小野田市では刈屋漁港周辺の刈屋地区が特に道路が狭い地域として認識しているところでございます。

以上です。

○議員（甲谷理温君） ありがとうございます。

常に道路状況や家屋の状況を調査されているとお聞きし、安心しております。

では、道路狭隘地区などにおいて、隊員が徒歩移動、またはストレッチャー移動を行う場合の最長距離はどのくらいでしょうか。おおよそで構いませんので、御答弁のほどよろしくお願いいいたします。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

救急車の停車位置につきましては、救急隊長が現場の状況に応じまして、安全な場所を指示して決定しています。

現場までの距離を計測することはありませんので、正確な距離は分かりかねますが、救急隊に確認したところ、約100メートル前後ではないかと聞いております。

以上です。

○議員（甲谷理温君） 御答弁ありがとうございます。

距離感覚は主観が伴ってしまいますが、500メートルくらいだと大変と私も思うのですが、日頃から訓練を実施されている消防職員の皆様からすると、100メートル前後という距離はそう大変じゃないのかなという認識でございます。

しかしながら、人の力だけでは何事にも限界があり、全国における狭隘地区での活動について私なりに調べさせていただきました。

冒頭でも説明いたしましたが、救急車が進入できない狭隘地区において、徒歩での移動は、現場までの到着や救急車への搬送時間がかかるうえ、風、雨、寒暖差や揺れなどで傷病者の容態が悪化

するリスクがあります。

このようなリスクを軽減するために、道路狹隘地区において、機動力のある軽自動車、軽の救急車が、2011年の救急業務実施基準の改正により、運用が可能となり全国的に軽救急車の導入が進んでおります。

軽救急車は、道路の幅員が4メートル未満の狭い道も進入可能であり小回りが利くため、より迅速かつ傷病者に優しい搬送が可能とされております。さらに、救急隊員の体力負担軽減などのメリットが挙げられています。

軽救急車を導入している自治体では、高規格救急車と軽救急車の2台で現場に向かい、狭い道に差し掛かった時、軽救急車が傷病者のもとへ向かい、高規格救急車の停車位置まで傷病者を搬送しそこで、傷病者を高規格救急車に乗せ換えて病院まで搬送しております。

私の主観ではございますが、宇部市内の昔ながらの住宅街、また山間部では軽四自動車でしか通行できないような道が多い感覚を持っています。実際、住宅街の坂道をストレッチャー移動している姿を見たこともございます。素人目ではございますが、救急隊も傷病者の方も双方大変だなど。軽救急車があったらお互いウィンウィンなのになという思いでありました。

そこで、2点目の質問でございます。

私なりに軽救急車の仕様を調べましたが、軽救急車の運用におけるメリット、またはデメリットを消防のプロの視点から教えていただきたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

軽救急車は、軽規格の自動車であるため、本組合で配備している高規格救急車と比較しますと、車両寸法が小さくなります。したがって、狭い道路においても進入可能であるということが最大のメリットではないかと考えます。

一方、小型であるため傷病者の家族が同乗できないとか、特定行為に必要な救急資器材の積載にも限界があるとか、隊員の車内移動も困難となり、高規格救急車で実施している高度な救急救命処置の実施が困難なことがデメリットではないかと考えております。

以上です。

○議員（甲谷理温君） 御答弁ありがとうございます。

私の認識とほぼ同じであったと思っております。

では、全国でも導入実績がある軽救急車について、消防組合としての考え方をお尋ねしたいと思います。

質問の3点目ですが、本消防組合において軽四救急車を導入、または検討する予定はありますでしょうか。

御答弁をよろしく申し上げます。

○消防局消防長（杉本秀一君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複するところもございますが、本消防組合では、救命率の向上を図る事を目的の第一としていますので、高度救命処置が実施できる高規格救急車を配備しているのが実情です。

また、道路狹隘地区での活動に限らず、特異な救急活動を実施した場合は、全救急隊で情報共有し、改善対策等を検討しているところでございます。

したがいまして、軽救急車の導入につきましては、今後、本消防組合の救急活動状況、あるいは導入実績のある他の消防本部の意見等を聞いたりしまして、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議員（甲谷理温君） 御答弁ありがとうございます。

特異な救急事案が発生した場合は、その都度、検討されて、また次の活動に活かされていることをお聞きしありがとうございます。常に住民ファーストで考えていただけているということで、救急隊員のみならず、すべての消防職員の方に感謝を申し上げたいと思います。

その中であって、消防組合の地形やこれまでの救急事案において、軽救急車の導入予定はないということでございました。とはいえ、ますます高齢化が進み、救急出動が増加することも懸念される中、また、消防職員の負担軽減も重要な課題になってくると思われま。

軽救急車の導入に限らず、どうか我々市民の生命を守るために、これからもより一層よろしくお願ひ申し上げる次第であります。

以上で、私のすべての質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岩村誠君） 以上で、甲谷議員の質問は終わりました。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第6 議案第25号について

○議長（岩村誠君） 次に、日程第6、議案第25号令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠崎 圭二 君 登壇〕

○管理者（篠崎圭二君） 管理者の篠崎でございます。

議員の皆様には、御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。山陽小野田市議会選出議員の岡山明議員、白井健一郎議員、中岡英二議員におかれましては、組合議員の御就任、誠におめでとうございます。

また、先ほど中岡英二議員が副議長に御就任されましたことに重ねてお祝いとお喜びを申し上げます。

これからもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第25号令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件の提案理由について、御説明をさせていただきます。

本件につきましては、監査委員の審査を経ましたので地方自治法第233条第3項の規定に基づいて議会の認定を求めるものであります。

令和4年度も、国・地方ともに厳しい財政状況のなか宇部市と山陽小野田市の負担抑制に配慮し

つつ、住民が安全で安心して暮らせるよう消防防災体制の充実・強化を図るため、消防車両、消防用資器材等の整備、関係機関との連携及び危機管理体制の強化を実施し、消防業務の計画的かつ効果的な遂行に取り組んでまいりました。

この結果、令和4年度の決算における歳入決算額は、31億4,450万4,244円、歳出決算額は、31億1,896万4,472円となり差引2,553万9,772円の剰余金が生じました。この剰余金の処分につきましては、今後の補正において構成市の分担金で精算することとしています。

詳細につきましては、杉本消防長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村誠君） 杉本消防長。

〔消防長 杉本 秀一 君 登壇〕

○消防局消防長（杉本秀一君） それでは、お手元に配布してあります一般会計歳入歳出決算書・一般会計歳入歳出決算附属書の16ページをお開きください。

まず、歳出から御説明させていただきます。

議会費は、支出済額30万793円で、主なものは議員報酬となっています。

次に、総務費は、支出済額6,611万8,973円で、主なものは17ページに記載のとおり総務管理費については、委託料の検診委託料、負担金補助及び交付金の組合派遣職員給与費負担金出納事務負担金、消防職員共済会負担金、監査委員費については、監査事務負担金となっています。

次に、消防費は、19ページに記載のとおり支出済額28億4,863万4,230円で、このうち常備消防費が27億2,544万5,276円、消防施設費が23ページに記載のとおり1億2,318万8,954円となっています。

19ページにお戻りください。

常備消防費の主なものは、給料・職員手当等・共済費で児童手当を除く、いわゆる人件費の合計が24億6,896万8,148円で、消防費決算額の86.7%を占めております。

消防施設費の主なものは、23ページに記載してあるとおり使用料及び賃借料の消防組合ネットワークに係る電算機器借上料、工事請負費の宇部中央消防署仮眠室などの改修に係る消防庁舎等整備工事、備品購入費のうち、事業用器具として防火衣、消防用ホース、小型油圧救助器具などの消防用資機材の購入費用と、特殊車両として高規格救急自動車1台、広報車1台の合計2台の購入費用となっております。

次に、公債費は、2億391万476円で、23ページに記載のとおり組合債元金償還金及び長期債利子でございます。

次に、予備費については、23ページに記載のとおり監査委員費の報酬及び常備消防費の需用費へそれぞれ充用しております。

続きまして、歳入について御説明します。

12ページをお開きください。

分担金及び負担金は、収入済額30億2,295万5,681円で、13ページに記載のとおり

分担金は、構成市からの分担金及び特別分担金で、負担金は、山口県へ派遣しております職員2人の職員派遣給与費負担金でございます。

次に、使用料及び手数料は、収入済額2,578万2,100円で、主なものは13ページに記載のとおり危険物関係手数料となっております。

次に、県支出金は、収入済額1,334万円で、これは消防用車両等整備事業に係る石油貯蔵施設立地対策事業費補助金でございます。

次に、繰越金は、収入済額2,383万2,356円で、これは令和3年度の歳計剰余繰越金でございます。

次に、諸収入は、収入済額319万4,107円で、主なものは15ページに記載のとおり高速道路救急支弁金収入となっております。

次に、組合債は、収入済額5,540万円で、これは消防用車両等整備事業及び消防庁舎等整備事業に係る消防施設整備事業債でございます。

また、27ページには実質収支に関する調書、28ページからは財産に関する調書を記載していますので、御参照いただければと思います。

説明は、以上でございます。

○議長（岩村誠君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

次に、本件に関し監査委員から決算審査意見の報告を求めます。廣中監査委員。

〔監査委員 廣中 昭久 君 登壇〕

○監査委員（廣中昭久君） それでは、令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算に係る審査結果について、審査意見書に基づき御説明申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、宇部・山陽小野田消防組合監査基準に準拠し、関係帳簿、証拠書類等により審査した結果、決算書等については、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算の執行についても、適正に行われていることが認められました。

次に、審査意見書の5ページから6ページに記載しております第6審査意見の内容について御説明いたします。

まず、総括といたしまして、決算の収支状況、また、歳入歳出それぞれの構成内訳、前年度数値と比較した増減の額やその主な理由等について記載しています。

また、意見といたしまして、引き続き、経費節減や財源の確保により健全な財政運営を図るとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめ、近年の異常気象に起因する猛暑による熱中症や線状降水帯による大雨災害が頻繁に発生するなど、消防・救急需要は増大し、迅速で適切な対応を求められる中であって、住民の安心・安全な暮らしを支える消防・救急体制の充実・強化に努めていただくよう要望をしています。

以上、甚だ簡単ではございますが、令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算に係る審査結果についての御説明を終わります。

○議長（岩村誠君） 以上で、監査委員の決算審査意見の報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉松議員。

○議員（吉松剛君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、一般会計歳入歳出決算書15ページの歳入ですが、消防関係雑入の契約不履行違約金収入4,740円がございしますが、その内容を教えてください。

○消防局情報財政課長（梶山隆裕君） 吉松議員の御質問に対してお答えをいたします。

令和3年度に高所作業を行う際に墜落防止のために装着するベルト、ハーネスというものを12着購入するために、見積によって最低価格を示した藤村ポンプ株式会社と購入契約を締結しました。納期を11月30日としていましたが、令和3年6月30日にこの業者が自己破産申請をされたことによって、契約不履行違約金が発生し、契約金額の10%である5万4,384円を損害賠償請求し、令和3年度は収入未済額として処理しました。

その後、令和4年度に破産管財人による財産状況報告によって本消防組合への配当額が4,740円と確定し、ここに計上されているものです。

なお、これをもって契約相手方の法人格と債権が消滅したため、消防組合財務規則第58条の規定に基づき、すでに調定済であり、債権の一部4万9,644円を不納欠損処分として決算書の15ページに記載しているものです。

以上です。

○議員（吉松剛君） どうもありがとうございました。

次に、15ページにその他雑入で不要物品売払収入2万8,050円とありますが、この内容を教えてください。

○消防局警防課長（榎原英樹君） お答えいたします。

その他雑入、不要物品売払収入についてですが、不要物品でホース、ヘルメット等、消防用資機材、それから更衣ロッカーなどで老朽破損したもので使用できなくなったものを産業廃棄物として廃棄しますが、そのうちの金属くずなど業者に売払いが可能な物を売払ったことによる収入となります。

○議員（吉松剛君） どうもありがとうございました。

続きまして、17ページ、報償費のその他謝礼66万円の内容を教えてください。

○消防局総務課長（弓立宏二君） お答えいたします。

報償費につきましては、現在、年間契約をいただいている弁護士への法律相談顧問料となっております。月額が5万円の消費税、年間66万円となっております。

以上です。

○議員（吉松剛君） どうもありがとうございました。

次に、19ページ需用費の予備費充用額414万9,071円ですが、この内容を教えてください。

○消防局情報財政課長（梶山隆裕君） お答えいたします。

予備費充用額の内訳についてですが、まず、総務費監査委員費報酬へ5, 100円を充用したものです。

監査委員報酬について、16回分を当初予算に計上しておりましたが消防組合監査基準第7条に係る監査計画が合計17回であったことが判明し、1回分5, 100円が不足したため、また、ほかの科目からの流用が困難であったため予備費を充用したものです。

次に、需用費への充用については、宇部中央消防署に配備している化学消防ポンプ自動車のエンジンが故障しまして、走行不能となったことから早急に修繕の必要が生じ、他の科目から流用することが困難なため、予備費から333万6, 171円を充用して対応したものです。

また、山陽消防署の空調機の室外機が故障して、エアコンが使用できなくなったことから修繕に51万5, 900円、中央消防署の浴室用給湯器の故障により取替費用に29万7, 000円が必要となり、他の科目から流用が困難なため予備費を充用したものです。

以上です。

○議員（吉松剛君） どうもありがとうございました。

次に、23ページ備品購入費の特殊車両3, 898万8, 070円の内容と入札だと思いますが応札業者の数と落札率を教えてください。

○消防局警防課長（榎原英樹君） 備品購入費、特殊車両についてのお尋ねです。

令和4年度に購入した車両は、2台となります。北部出張所の救急車1台が、3, 679万5, 000円、それと宇部西消防署の広報車1台が、219万3, 070円で、計3, 898万8, 070円となっております。

まず、入札方法につきましては、条件付き一般競争入札とし、特殊車両のぎ装などが対応可能でかつ、購入後に修繕などが発生した場合に速やかに対応できる業者を条件とし、また、窓口となるメーカーの代理店・営業所が市内また県内であることを条件としております。

お尋ねの応札業者数、それから落札率でよろしいかと思いますが、救急車は、2者が応札しまして落札率が99.56%、広報車につきましては、7者が応札しまして落札率97.72%でした。

以上です。

○議員（吉松剛君） どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（岩村誠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第25号は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は、認定することに決定しました。

日程第7 議案第26号について

○議長（岩村誠君） 次に、日程第7、議案第26号令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

[管理者 篠崎 圭二 君 登壇]

○管理者（篠崎圭二君） それでは、議案第26号令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）について、提案理由を御説明させていただきます。

これは、燃料価格の高騰及び救急出動件数の増加に伴い需用費を補正するもので、補正予算書1ページ、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,740万9,000円とするものです。

歳出については、8ページのとおり消防費を303万5,000円追加しますが、その内訳は9ページのとおり常備消防費のうち車両用燃料を174万3,000円、医薬材料費を129万2,000円それぞれ追加するものであります。

歳入については、6ページのとおり分担金を303万5,000円追加しますが、その内訳は7ページのとおり消防組合費分担金のうち宇部市分担金を201万2,000円、山陽小野田市分担金を102万3,000円それぞれ追加するものであります。

説明は、以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（岩村誠君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。
よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第27号について

○議長（岩村誠君） 次に、日程第8、議案第27号宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

[管理者 篠崎 圭二 君 登壇]

○管理者（篠崎圭二君） それでは、議案第27号宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件について、提案理由を御説明させていただきます。

これは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の容量に係る規制対象を拡大するとともに、固定燃料を用いた火気設備の離隔距離の改正を行うなど、所要の整備を行うものであります。

なお、施行日は令和6年1月1日ですが、現に設置され又は設置の工事がされている蓄電池設備につきましては、当該規定は適用しない、また、施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置された蓄電池設備についても、当該規定を適用しないとする経過措置を設けています。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩村誠君） 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩村誠君） ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岩村誠君） 起立全員であります。
よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（岩村誠君） これにて、令和5年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会
を閉会いたします。

—————午前11時9分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月16日

議 長 岩 村 誠

副 議 長 中 岡 英 二

署 名 議 員 笠 井 泰 孝

署 名 議 員 甲 谷 理 温

